

確定申告は正しく

期限内 **3月15日(月)まで** に！

令和2年分の所得税の確定申告と納付期限は、3月15日(月)です。

期限内に正しい申告と納税がされないと本来納めるべき税金のほかに加算税や延滞税を納めていただくこととなりますので、まだ申告がお済みでない方は、市役所本庁舎、または津島税務署の相談会場(津島市文化会館)でお早めにお願ひします。

また、国税庁ウェブサイト(<https://www.nta.go.jp>)の「確定申告書作成コーナー」を利用すると簡単に申告書を作成することができますので、ご利用ください。

市役所申告相談会場(本庁舎2階第3,4会議室)

確定申告相談を市役所(本庁舎)で実施しています。

お車でご来場の場合は、本庁舎北側と東側駐車場をご利用ください。

なお、3月4日(木)までは庁舎間の臨時連絡車両を運行しますのでご利用ください。

申告相談内容
開設期間
受付時間
申告に必要なもの
コロナウィルス対策
お願ひ

市県民税、所得税(一部受付できない申告内容有り)

2月16日(火)～3月15日(月)(土・日曜・祝日を除く)

午前8時30分～午後4時

広報あま2月号をご覧ください。

広報あま2月号をご覧ください。

- 受付番号順に職員との面談により申告書作成を行います。受付にて『申告内容整理票』をお渡ししますので、待合席にてご記入をお願いします。
- 待合室の混雑、密を減らすため、**作成済みの申告書の検算を廃止します**。国税庁ウェブサイト等から申告書を作成された方など、ご自身で申告書を作成された方は、そのまま、会場内の申告書投函箱に投函していただくか、直接、津島税務署へ郵送してください。
- 譲渡所得(土地・建物・株の売却、先物取引等のある方)の申告相談、決算書・収支内訳書の作成指導、新規の住宅借入金等特別控除の申告及び消費税・贈与税・個人事業税の申告などについては市役所では受け付けできませんので、**下記の津島税務署の相談会場(津島市文化会館)へお出かけください**。

津島税務署の相談会場(津島市文化会館)

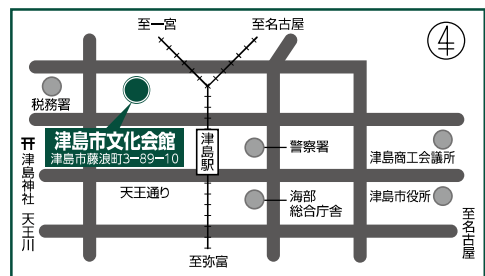
申告内容 給与所得者の還付申告、所得税の申告、譲渡所得、贈与税の申告、個人事業者の消費税の申告
※来場される時は、関係書類やマイナンバーカード、またはマイナンバーの通知カード(通知カードの場合は、身分証が必要)、印鑑等をお持ちください。

開設期間 2月16日(火)～3月15日(月)(土・日曜・祝日を除く。ただし、2月21日(日)と2月28日(日)に限り開設いたします。)

受付時間 午前9時～午後5時

※確定申告会場に入場するためには「**入場整理券**」が必要です。「**入場整理券**」は、当日、会場で配付しますが、全て配付した場合など配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることもありますので、あらかじめご了承ください。

※「**入場整理券**」は、国税庁のLINE公式アカウントから事前発行も行っています。右記コードを読み込んで、国税庁LINE公式アカウントと友達になってください。



申告書の郵送先・問合先

所得税・贈与税

津島税務署
〒496・8720津島市良王町2-31-1
☎0567・26・2161

市県民税

あま市役所税務課
〒490・1292あま市木田戌亥18番地1
☎444・0509(直通)FAX445・3856

個人事業税

西尾張県税事務所
〒491・8506一宮市新生2-21-12
☎0586・45・3169

津島税務署からのお知らせ

4月から窓口での納税は、午前9時から午後4時までとなります。ご協力をお願いします。

問合先 津島税務署 〒496・8720 津島市良王町2-31-1 ☎0567・26・2161